

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年7月19日
【会社名】	LINE株式会社
【英訳名】	LINE Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出澤 剛
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
【電話番号】	03-4316-2050
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理室長 奇 高杆
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
【電話番号】	03-4316-2050
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理室長 奇 高杆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月26日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の2の規定に基づき提出した新株予約権の発行に関する臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価格」、「発行価額の総額」、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」及び「当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」が2017年7月18日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- ・ 当社取締役に対する新株予約権について
- 3．発行価格
- 4．発行価額の総額
- 6．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
- ・ 当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対する新株予約権について
- 2．発行数
- 3．発行価格
- 4．発行価額の総額
- 5．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
- 6．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
- 11．当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

3【訂正内容】

訂正箇所は_____ 野で示しております。

- ・ 当社の取締役に対する新株予約権について

3．発行価格

(訂正前)

各新株予約権の払込金額は、下記14.に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算定する。但し、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、報酬債権と相殺するものとする。

(訂正後)

新株予約権 1個当たり 154,500円(1株当たり1,545円)

但し、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、報酬債権と相殺するものとする。

4．発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

1,949,944,500円

6．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。但し、当該金額が割当日の終値(終値がない場合は、これに先立つ直近日における終値)を下回る場合は、当該終値とする。

(2) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の から に掲げる場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(省略)

(訂正後)

- (1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けられることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、4,206円とする。
- (2) 下記14.に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、次の から に掲げる場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(省略)

・当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対する新株予約権について

2. 発行数

(訂正前)

11,419個

(訂正後)

11,239個

3. 発行価格

(訂正前)

各新株予約権の払込金額は、下記14.に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算定する。但し、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、報酬債権と相殺するものとする。

(訂正後)

新株予約権1個当たり 154,500円(1株当たり1,545円)

但し、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、報酬債権と相殺するものとする。

4. 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

1,736,425,500円

5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

当社普通株式1,141,900株

(省略)

(訂正後)

当社普通株式1,123,900株

(省略)

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

- (1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けられることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。但し、当該金額が割当日の終値(終値がない場合は、これに先立つ直近日における終値)を下回る場合は、当該終値とする。

- (2) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の から に掲げる場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(省略)

(訂正後)

- (1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、4,206円とする。
- (2) 下記14.に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、次の から に掲げる場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (省略)

11. 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

対象者	人数	新株予約権数
当社の執行役員	9名	9,616個
当社完全子会社の取締役	1名	1,803個
上記の合計	10名	11,419個

(訂正後)

対象者	人数	新株予約権数
当社の執行役員	9名	9,436個
当社完全子会社の取締役	1名	1,803個
上記の合計	10名	11,239個

以上